

入札説明書

河原山国有林ニホンジカ捕獲等委託事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

令和 7 年 8 月 8 日

1. 事業概要

- (1) 事業名 河原山国有林ニホンジカ捕獲等委託事業
- (2) 事業内容 閲覧図書のとおり
- (3) 事業場所 兵庫県宍粟市 河原山国有林
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 23 日まで
- (5) 本案件は、電子調達システムを利用して入札に参加することができる。

2. 入札参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 法人又は複数の法人の連合体であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

また、予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」において、「A, B, C, D」等級に格付けされた「近畿」地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて 4（2）の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成 30 年 11 月 26 日）9（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)若しくは森林組合法(昭和53年法律第36号)等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 本事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名を選任し、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じて必要人数配置すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、常勤・非常勤を問わず、受託者が直接雇用する者であること。

① 事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、下記の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を本事業実施前(公告日)3年以内に修了した者、または同等の講習を本事業実施前(公告日)3年以内に修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を本事業実施前(公告日)3年以内に受講していること。

ただし、(ア)及び(ウ)については、本事業実施前(公告日)3年以内に受講していない者に対しては、事業開始前(委託契約書第2条に定める事業計画書提出時)までに講習を受講することによって資格を有することとする。

② 捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の下記の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を本事業実施前(公告日)3年以内に修了した者、または同等の講習を本事業実施前(公告日)3年以内に修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を本事業実施前(公告日)3年以内に受講していること。

ただし、(ア)及び(ウ)については、本事業実施前(公告日)3年以内に受講していない者に対しては、事業開始前(委託契約書第2条に定める事業計画書提出時)までに講習を受講することによって資格を有することとする。

③ 作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(10) 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者は損害賠償保険及び従事者傷害保険へ必ず加入すること。

なお、加入状況等詳細については、下記4. (3) ⑥による。

① 損害賠償保険

事業管理責任者及び捕獲従事者は、「銃」による捕獲の場合は1億円以上、「わな」による捕獲の場合は3千万円以上とする。

② 従事者傷害保険

事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、死亡保険金1千万円以上とする。

(11) 以下に定める社会保険等への加入

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

③ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(12) 法人として当該事業と同様の捕獲（調査）方法による実績を令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間に有すること。

(13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業向けチェックシート」（様式資6）に記入し提出すること。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

(14) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時等

① 場 所：〒671-2573

兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1

兵庫森林管理署 総務グループ

電話 050-3160-6170

② 期 間：令和7年8月8日から令和7年9月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

③ その他：資料は無料である。

入札説明書及び閲覧図書はインターネットの近畿中国森林管理局ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札説明書に対する質問の受付期間及び場所

① 期 間：令和7年8月8日から令和7年9月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

② 場 所：上記3の(1)の①に同じ

(3) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

① 期 間：令和 7 年 9 月 11 日から令和 7 年 9 月 15 日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

② 場 所：上記 3 の（1）の①に同じ

なお、近畿中国森林管理局ホームページから「公売・入札情報＞公告中の案件に関する質問及び回答」

（<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/public-qa.html>）にて閲覧することもできる。

（4）現場説明

現場説明は行わない。

4. 競争参加資格の確認等

（1）本競争の参加希望者は、2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、2（3）に掲げる全省庁統一の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、2（1）から（2）及び（5）から（13）までに掲げる事項を満たしているときは、入札の時ににおいて 2（3）及び（4）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札締め切りの時までに 2（3）及び（4）に掲げる事項を満たしていることを分任支出負担行為担当官等に示さなければならない。なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

（2）競争参加資格確認書類の提出場所及び提出期限

①電子調達システムで参加する場合

ア 提出方法：電子調達システムで送信すること。

ファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

イ 提出期間：令和 7 年 8 月 8 日（金）9 時から

令和 7 年 8 月 28 日（木）17 時まで

（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

②紙入札で参加する場合

ア 提出方法：持参又は郵送。郵送の場合は一般書留又は簡易書留に限る。

イ 期間：令和 7 年 8 月 8 日から令和 7 年 8 月 28 日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 提出場所：場所：〒 6 7 1 - 2 5 7 3

兵庫県宍粟市山崎町今宿 1 0 0 - 1

兵庫森林管理署 総務グループ

電話 0 5 0 - 3 1 6 0 - 6 1 7 0

エ 提出部数：1 部

(3) 競争参加確認申請書は次に従い作成し、必要な書類を添えて提出すること。

①確認申請書（様式資1）

②全省庁統一資格の資格確認申請書の写しを提出すること。

③法人としての捕獲事業の実績

法人としての捕獲事業の実績は、様式資2に記載すること。実績として記載した捕獲事業等の契約書等、事業内容が確認できる書類の写しを添付すること。

④事業管理責任者の資格等

事業管理責任者に必要な資格等は、様式資3に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。

⑤捕獲従事者

捕獲従事者に必要な資格等は、様式資4に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。

⑥損害賠償保険等（損害賠償保険・従事者傷害保険）及び社会保険等（健康保険・年金保険・雇用保険）の加入状況

配置予定の捕獲従事者及び作業従事者の損害賠償保険等及び社会保険等の加入状況は様式資5に記載する。損害賠償保険等及び社会保険等いずれも加入の内容が確認できる書類を添付すること。

ただし、損害賠償保険等の加入に関しては、契約締結後、事業開始前（委託契約書第2条に定める事業計画書提出時）までに必ず加入することを条件に、当該入札への参加資格を認めるので、競争参加資格申請書提出時に配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者に未加入の者がいる場合は、様式資5の損害賠償保険等の欄に「契約手続中」又は「業務受託後加入」と必ず記載すること。

⑦「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況

当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」（様式資6）に記入すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その提出をもって、これに代えることができる。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

(4) 申請書等及び確認資料作成のための説明会

申請書等及び確認資料作成のための説明会については実施しない。

(5) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時まで期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止を受けた場合、当該者は競争参加資格がないものとする。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては実施しない。

(7) その他

①申請書等及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ②分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の現場代理人に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

5. 競争参加資格の確認等

上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請者から提出された書類を分任支出負担行為担当官が審査し、要求を満たした者を最終的に当該競争に参加させる者とする。

なお、要求を満たしていない者には、令和7年9月4日までにその旨を電子調達システム（紙申請の場合は電話）により連絡する。

6. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載（電子調達システムによる場合は、システムに入力）し、提出すること。

7. 入札・開札の場所及び日時

（1）電子調達システムで参加する場合

①入札の日時：令和7年9月10日（水）9時00分から令和7年9月16日（火）9時58分までに入札金額の送信を行うこと。

②開札の場所及び日時

・場 所：兵庫森林管理署 1階会議室

・日 時：令和7年9月16日（火）9時58分入札締切後、10時00分開札とする。

（2）紙入札で参加する場合

①入札、開札の場所及び日時

・場 所：兵庫森林管理署 1階会議室

・日 時：令和7年9月16日（火）9時58分入札、10時00分開札とする。

なお、郵便入札を行うときは、令和7年9月12日（金）の17時00分までに入札書が上記4（2）の②ウに示す場所に到着するように、書留郵便（一般書留又は簡易書留に限る）で差し出すこと。また、郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9月16日開札、河原山国有林ニホンジカ捕獲等委託事業の入札書在中」と朱書きした上で外封筒に入れること。なお、外封筒の封皮にも「9月16日開札、河原山国有林ニホンジカ捕獲等委託事業の入札書在中」と朱書きすること。ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できない。

8. 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金：免除

（2）契約保証金：免除

9. 開札

開札は、競争参加者又はその代理人が立ち会い、行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

10. 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ①入札執行前にあっては、入札辞退届を分任支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ②入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札担当職員に直接提出して行う。

11. 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札及び申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。
- (2) 暴力団排除に関する宣誓事項（別紙1）について、虚偽またはこれに反する行為が認められた入札は無効とする。

12. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 分任支出負担行為担当官は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者としてすることがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査（事情聴取）に協力すべきものとする。
- (5) 落札者が分任支出負担行為担当官の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に

相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

13. 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内に別途示す契約書(案)により、契約書を取りかわすものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、分任支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において分任支出負担行為担当官が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (5) 概算払
概算払は行わない。
- (6) 前金払
前金払は行わない

14. 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)の①に同じ。

15. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、2(9)の確認資料に記載した配置予定の事業管理責任者及び捕獲従事者を当該事業に配置すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて分任契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

入 札 書

事業名 河原山国有林ニホンジカ捕獲等委託事業

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により を代理人と定め、
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

事業名 河原山国有林ニホンジカ捕獲等委託事業

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

(委任者) 所在地 (住 所)

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、兵庫森林管理署における契約について、下記の一
切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住 所)

商号又は名称

代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積もりに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 物品納入、代金請求並びに領収に関する件
- 5 復代理人の選任並びに解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が
任意の様式で作成するものを含む)があっても差し支えない。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

住 所 ○○-○

商号又は名称 ○○株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

令和7年8月8日付けで入札公告のありました河原山国有林ニホンジカ捕獲等委託事業に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札公告の2(3)及び(4)を証明する書面(令和7・8・9年度全省庁統一の一般競争参加資格の「資格審査結果通知書」の写し)(一般競争参加資格の申請中である場合はその旨を明記すること。)
2. 入札公告の2(13)に定める農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業向けチェックシートを記載した書面(様式資6)
3. 入札公告の2(12)に定める同種の事業実績を記載した書面(様式資2)
4. 入札公告の2(9)①に定める配置予定の事業管理責任者の状況等を記載した書面(様式資3)
5. 入札公告の2(9)に定める配置予定の従事者の状況等を記載した書面(様式資4)
6. 入札公告の2(10)②及び(11)に定める届出について、配置予定の従事者(事業管理責任者及び従事者)の社会保険等の加入状況を記載した書面(別紙資5)
7. 上記の3～6の内容を証明するための書面(実績として記載した事業に係る契約書等の写し、資格・受講に関する証明書(免許、修了証)の写し)

※ 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

同種事業の実績

法人名:〇〇株式会社

事業名称等	事業名称	〇〇〇〇〇〇〇〇事業
	発注機関名	
	場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇国有林
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇円
	履行期限	自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日
事業概要	作業種 (規模等)	
備考	※環境、安全対策、その他特記すべき事項があれば記載のこと。	

※1 当該事業と同様の捕獲(調査)方法の実績の中から代表的なもの1件について記載すること。
※2 複数の法人の連合体の場合は、代表者の実績を記載する。
※3 実績として記載した事業に係る契約書等の写し(事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料。下請を実績として記載した場合は、元請事業体と交わした契約書又は発注者が発出した下請承諾書等の写し)を添付すること。

配置予定の事業管理責任者の状況

法人名:〇〇株式会社

1. 事業経験の概要

氏 名 項 目		
法 人 名		
事業 経験 の 概 要	事 業 等 名	
	事 業 等 の 内 容	
	発 注 機 関 名	
	事 業 等 の 場 所	
	従 事 期 間	

2. 必要資格等の取得状況

	第一種猟銃免許	わな猟免許	銃砲刀剣類所持許可	環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習または同等の講習	救急救命講習
取得年月日					

※1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※2 公告において明示した参加資格が確認できる具体的内容を記載すること。

※3 事業が完了し、引渡しを終えているものについて記載すること。

※4 事業管理責任者を直接雇用していることを証明するため、採用通知書の写し、雇用通知の写し、その他社員であることを証するもののいずれかで確認できる資料を添付すること。

※5 必要資格の取得を証明するため証明書(免許)等の写しを添付すること。

配置予定の従事者の状況

法人名: _____

[illegible]

配置予定の従事者の状況

【記載例】

法人名：〇〇〇〇

[illegible]

従事者名簿

法人名: _____

(1) 従事者の社会保険等への加入状況

	フリガナ	社会保険等				損害賠償保険等		備 考
	氏 名		健康保険	年金保険	雇用保険	損害賠償保険	従事者障害保険	
1		名称						
		番号						
2		名称						
		番号						
3		名称						
		番号						
4		名称						
		番号						
5		名称						
		番号						
6		名称						
		番号						
7		名称						
		番号						

従事者名簿

【記載例】

法人名: ○○○○

(1) 従事者の社会保険等への加入状況

	フリガナ	社会保険等				損害賠償保険等		備 考		
	氏 名		健康保険	年金保険	雇用保険	損害賠償保険	従事者障害保険			
1	リンヤ タロウ	名称	国民健康保険	国民年金	雇用保険	ハンター保険	総合生活保険 (ハンター補償)			
	林野 太郎	番号	1234		9876	5億円	1千万円			
2	リンヤ シロウ	名称	国民健康保険	国民年金	雇用保険	ハンター保険	総合生活保険 (ハンター補償)			
	林野 次郎	番号	5678		1234	5億円	1千万円 「 <u>契約手続中</u> 」			
3		名称								
4	注) ①配置予定の従業員(事業管理責任者及び従事者)について記載する。 ②社会保険等については、上段には社会保険の名称、下段には番号を記載する。 ・健康保険については、名称欄は、健康保険、国民健康保険、適用除外(後期高齢者等の場合)等と記載。番号欄は、4桁以上の番号であれば下4桁を、4桁以内であればそのまま記載する。 ・年金保険については、名称欄は、厚生年金、国民年金、受給者(受給者の場合)等と記載 ・雇用保険については、名称欄は、雇用保険、日雇(日雇者の場合)、適用除外(事業主の場合)等と記載。番号欄は、被保険者番号の下4桁を記載(例:1234-109876-1) ③備考欄には、年齢等を記載する。また、雇用主やその親族等により雇用保険が適用除外される場合はその旨を記載すること。 ④保険加入状況を証明する資料として保険料の領収済み通知書等関係資料のコピーを添付する。 <u>ただし、競争参加資格申請書類の提出時点で保険に未加入の者については、事業開始前(委託契約書第2条に定める事業計画書提出時)までに保険に加入し、関係書類のコピーを必ず提出すること。</u> ⑤損害賠償保険等については、上段には保険の種類又は保険会社名を、下段には保険金の額を記載する。 <u>ただし、競争参加資格申請書類の提出時点で保険に未加入の者については、「契約手続中」又は「業務受託後加入」と必ず記載すること。</u>									
5										
6										
7										
		番号								

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者向け チェックシート

事業名：_____

発注官署：_____

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

様式資 6

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

様式資 6

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ―:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	